

令和元年12月2日

筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）
令和2年度語学研修・海外研修参加支援プログラム募集要項
（令和元年12月期募集）

筑波大学（以下「本学」という。）が主催、学内組織が主催又は共催して海外において実施する語学学習を伴う研修プログラム又は専門科目に関する学修、調査・研究など（以下「海外研修プログラム」という。）に参加予定の本学の学生で、語学研修・海外研修参加支援プログラムによる支援金（以下「支援金」という。）の受給を希望する者（以下「支援学生」という。）は、下記により申請してください。

記

1 応募資格及び条件

応募資格は次の(1)～(2)に掲げる要件を全て満たす者を、海外研修プログラムを主催する学内組織の長または共催して海外で実施する本学側の責任者から申請することとします。

- (1) 令和2年4月1日現在、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者とし、1週間から1か月程度の期間開催される海外研修プログラム並びにフィールドワーク、現地調査、インターンシップ、ボランティア活動（以下「フィールドワーク等」という。）へ全期間参加する者

なお、フィールドワーク等に参加する者にあつては、活動期間が1か月を超える場合は事前に協議してください。

また、渡航期間又は申請時若しくは両方が休学中の者は申請できません。ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等（DDP等）を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生は対象となりません。

おつて、フィールドワーク等で活動期間が1か月を超える企画に参加する外国人留学生のうち、国費留学生は申請の対象となりません。

- (2) 海外研修プログラムを主催する学内組織の長または共催して海外で実施する本学側の責任者が、予め将来の本格的な留学への動機付けとなり得ること、学習効果が期待されることなどに加えて、受講に際しての専門分野、専門性等を加味して海外研修プログラム毎に、同プログラムへ参加する者のうちから推薦した候補者

2 対象期間

原則として、令和2年4月1日以降に出発し、令和3年3月31日までに帰国することとします。

3 採用人数

令和2年度募集は、300人程度の採択を予定しています。

4 支援金の支給内容

支援金は、採択された用務に対して本邦を発着する旅費の一部として上限10万円とし、

地域指定額（東アジア 5 万円、その他 10 万円）を支給します。

なお、筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）からの支援金のほかに、本渡航に係る支援金（奨学金を含む。）を申請している場合は、その旨申し出てください。

（注意）「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」からの支援金をもって海外留学を実施する場合、他の経費との併給は原則としてできません。ただし、指導教員等が本事業実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費（運営費交付金）、又は使用可能な外部資金を旅費（学内で出張手続きをして使用できるもの）として合算使用することは妨げません。（外部資金を使用する場合は、使用目的等を十分に確認してください。）

なお、「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」により支援される海外留学に、学内外の奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択を取り消すものとします。

さらに、申請後に、辞退することとなった場合は、支給した支援金の全額を返納してください。

また、採択後に、渡航中止や採択の取り消しなどにより手配済みの航空券や宿泊などの取り消しに係るキャンセル料が発生する場合は、大学の責に負う場合、天災、テロ事件その他止むを得ない事情による場合のほかは支給しません。自己都合による渡航取り止め、病気、怪我を負った場合などは、キャンセル料の支給の対象となりません。

5 出願に必要な書類

海外研修プログラムを主催する学内組織の長または共催して海外で実施する本学側の責任者は、次の書類を提出してください。

- (1) 語学研修・海外研修参加支援プログラム申請書（様式 1）
- (2) 参加する海外研修プログラムの内容、開催日程、行程表などを記した書類（写し）〔主催者明記の募集パンフレット、募集ポスターなどの提出は必須〕
- (3) 「1 応募資格及び条件」の（2）に基づき選考した候補者の名簿（学生名、学籍番号、所属の教育組織、学年、連絡先（電話及びメールアドレス）、語学スコア・海外留学経験などを記載）

支援金の受給を希望する学生は、海外研修プログラムの企画・実施を行う学内組織の長または共催して海外で実施する本学側の責任者が行う募集に応募してください。支援金の申請は学内組織の長または共催して海外で実施する本学側の責任者が行います。学生個人の申請はできません。

6 出願書類提出期限及び提出先

海外研修プログラムを主催する学内組織の長または共催して海外で実施する本学側の責任者は、出願書類を令和 2 年 2 月 7 日（金）17 時までに関連する教育組織の対応エリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院へ提出してください。

ただし、現在、実施予定であるが、参加者未決定や日程が確定に至っていないため、今期の申請に間に合わないなどの海外研修プログラムの申請については、問合せ先（第 9 項）にご相談ください。

7 選考及び決定

学生を担当する副学長が、グローバル・コモンズ機構国際交流支援部門企画・審査委員会が行う書類審査の結果により選考を行い、学長が決定した後に、採否について海外研修プログラムを主催する学内組織の長または共催して海外で実施する本学側の責任者へ通知します。

採択後に、採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、決定を取り消すことがあります。

8 その他

(1) 出願書類の様式は、専用のウェブサイトからダウンロードが可能です。

(URL <http://www.tsukuba.ac.jp/students/go-abroad/scholarship.html>)

(2) 申請者である海外研修プログラムを主催する学内組織の長または共催して海外で開催する本学側の責任者は、参加学生から海外研修に係る報告書を提出させるなどして取りまとめ、帰国後2週間以内に語学研修・海外研修参加支援プログラム報告書(様式2)を、関連する教育組織の対応を行うエリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院へ提出してください。

(3) 海外渡航の際には、「海外渡航届」を必ず提出してください。なお、「海外渡航届」の提出がない場合は、支援金の支給を保留することがあります。

(4) 海外危機管理のうえから外務省安全ホームページにより渡航国の情勢について安全確認を行い、海外旅行登録「たびレジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険に必ず加入し、本学が年間基本料を負担している海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください。なお、海外旅行保険の例として、本学学生が加入している学生教育研究災害傷害保険(学研災)の付帯海外留学保険があります。対象者は、学研災に加入しており本学が承認した派遣留学に参加する学生となります。

また、外務省海外安全ホームページ掲載の危機情報を受けて、本学の「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航に関する指針について」により、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、危機管理の面から渡航の取り止め、決定の取り消しとなる場合があります。おって、採択され渡航後に、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、直ちに渡航先の国、地域を離れ帰国することとなります。

(5) 語学研修・海外研修プログラムの企画において、単位取得を伴うものを採択します。

9 本件に関する問合せ先

○学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院

○学生部交流課(海外留学)

電子メール isc-kaigai@un.tsukuba.ac.jp